

国住指第558号
国住街第40号
平成27年5月27日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

市街地建築課長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成27年6月1日から施行される部分に限る。以下「改正法」という。）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関連する告示の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」により住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）等の運用に係る細目及び運用方針は下記のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定制度の見直し

1 構造計算適合性判定に係る手続きの見直し（法第6条から第6条の3まで、第18条及び第94条関係）

（1）構造計算適合性判定及び建築確認の申請及び審査の手続き等について（法第6条から第6条の3まで関係）

適合判定通知書又はその写しが建築主事又は指定確認検査機関に提出された後に、確認の申請書等に補正等が行われた場合における手続きについては次のとおりとなるので、別紙1と併せて参考にされたい。

①補正等の内容が特定構造計算基準等（法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの審査を要しないものである場合

既に提出された適合判定通知書に基づき、確認済証を交付することとなる。この場合、当該変更については、建築確認の申請書等と適合判定通知書等の記載事項は相互に整合しているものとみなして取り扱うものとする。なお、建築確認の申請書等の補正等の内容を、指定構造計算適合性判定機関等と共有することは差支えない。

②補正等の内容が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要するものである場合

計画の変更の場合における構造計算適合性判定の申請を行い、補正等の内容を踏まえた適合判定通知書を改めて提出する必要がある。

なお、①②のとおり、計画の変更に係る申請（規則第3条の7第3項）が必要となるのは、特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要する変更を行う場合であり、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画から行われた変更が規則第3条の2第1項第8号から第11号までに掲げるものその他の変更であって、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画に影響を及ぼさないことが明らかなものであれば、計画の変更に係る申請は不要である。

（2）構造計算適合性判定において追加された業務について

構造計算適合性判定においては、建築確認と別申請になったことに伴い、審査の前提となる次の業務を追加しているので、以下の点に留意の上、適切な運用を図られたい。

①申請書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること（「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）第2第2項第1号）

「記載事項が相互に整合していることを確かめること」とは、申請書等の正本と副本が整合していることを確かめることを指しており、構造計算適合性判定の審査に当たっては、構造計算書が適切に作成されていることを確認するために指針告示別表（に）に掲げる「判定すべき事項」に明記され、現在も記載事項が相互に整合していることの確認を求めている事項を除き、提出された複

数の設計図書相互の記載事項が整合していることを確かめることを要しない。

- ②申請等に係る建築物の設計者が必要な資格を有する者であるかどうかを確かめること（指針告示第2第2項第2号及び第3号）

ここで規定している「建築士名簿により確かめる方法」及び「一級建築士名簿により確かめる方法」としては、建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会若しくは都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる方法又は建築士データベースの登録情報により確かめる方法が考えられる。なお、確認審査においては、従前より、申請等に係る建築物の設計者が必要な資格を有する者であるかどうかを確かめることとしており（指針告示第1第2項第2号から第2号の3まで）、今回の技術的助言により通知した方法については、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（平成25年5月30日付け国住指第526号）により通知した内容と変わらないことを申し添える。

- （3）指定構造計算適合性判定機関における事前相談及び審査について

指定構造計算適合性判定機関における事前相談及び審査については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成19年9月25日付け国住指第2327号）第4「構造計算適合性判定機関における事前相談及び審査について」を引き続き参考とされたい。

- 2 確認審査が比較的容易にできる構造計算に関する構造計算適合性判定の見直し（法第6条の3第1項ただし書及び第18条第4項ただし書関係）

- （1）特定建築基準適合判定資格者

特定建築基準適合判定資格者は、構造設計一級建築士、構造計算適合判定資格者、登録特定建築基準適合判定資格者講習を修了した者その他国土交通大臣が定める者としたところであるが（規則第3条の13第1項）、平成26年12月3日に一般社団法人新・建築士制度普及協会及び一般財団法人日本建築防災協会により実施された「構造計算適合性判定の対象の見直しに伴う建築確認に関する講習会」については、登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有するものとして、改正法施行日（平成27年6月1日）に、当該講習会を修了した者についても特定建築基準適合判定資格者として定める予定である。

- （2）複数名の建築主事又は確認検査員が審査を行った場合の確認済証の交付について

法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準等」という。）の審査を同項ただし書に規定する建築主事が、その他の部分の審査を別の者（同項ただし書に規定する建築主事以外の建築主事）が行い、最終的に、計画全体について

判断が可能な建築主事（同項ただし書に規定する建築主事以外の建築主事である場合もある。）が総括的に審査をした場合においても、構造計算適合性判定は不要となる。このように複数の者が審査に関わっている場合においても、確認の処分の主体として記名・押印するという性格上、確認済証には、総括的に審査を実施した建築主事のみが原則として記名・押印した上で、確認済証に「法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行ったものである」ことを明記することになる（規則別記第5号様式）。

指定確認検査機関の場合においても同様に、全ての審査を法第6条の3第1項ただし書に規定する確認検査員が行う必要はない。一方、上記の建築主事の場合とは異なり、確認の主体は機関であり、確認済証の「確認検査員の氏名」の欄は、審査を行った者の氏名を記載するものであるため、確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準等の審査を行った同項ただし書に規定する確認検査員の氏名も記載した上で、「法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員が行ったものである」ことを明記することになる（規則別記第15号様式）。なお、この場合、審査結果を報告するという性格上、確認審査報告書の「確認検査員の氏名」の欄には、単に確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準等の審査を行った同項ただし書に規定する確認検査員の氏名を記載するだけでなく、当該確認検査員が同項ただし書に規定する確認検査員である旨を記載することになる（規則別記第16号様式）。

3 構造計算適合判定資格者の検定及び登録制度の創設（法第5条の4、第5条の5、第77条の17の2及び第77条の66関係）

構造計算適合判定資格者の登録を受けることができる者は、構造計算適合判定資格者検定合格者のほか、一定の大学教授等及びこれと同等以上の知識及び経験を有すると国土交通大臣が認める者としたところであるが（規則第10条の15の3）、平成19年から平成20年にかけて一般財団法人日本建築防災協会により実施された「構造計算適合性判定に関する講習会」を修了し、改正前の機関省令第31条の6第3号に該当する者として認定を受けた者については、改正法施行日（平成27年6月1日）に、当該大学教授等と同等以上の知識及び経験を有する者として、包括的に認定する予定である。

4 指定構造計算適合性判定機関の指定権者の見直し（法第18条の2関係）

法第18条の2第1項の規定による指定又は法第77条の35の6第1項の規定による業務区域の変更の認可を行うに当たって、国土交通大臣が行う法第77条の35の2第3項の規定による都道府県知事からの意見聴取の手続きについて、別紙2のとおり定めたので留意されたい。

第2 指定確認検査機関等による仮使用認定制度の創設（法第7条の6及び第18条関係）

（1）仮使用の部分の追加の認定について

従来、仮使用承認後に仮使用の部分を追加する場合にあっては、「工事中の建築物の安全確保について（通達）」（昭和53年11月7日付け建設省住指発第805号）の様式1（仮使用部分追加申請書）及び様式2（仮使用部分追加通知書）により、追加する仮使用の部分のみについて書類の提出を求め、既に仮使用承認を受けた部分を含めた仮使用の部分全体の承認を行っていた。今般、改正法により指定確認検査機関等に対して仮使用認定を申請することができるようになったため、仮使用の部分を追加する場合にあっては、直前の仮使用認定の申請先と異なる者に対し、申請することが可能となった。このため、仮使用の部分を追加する場合にあっては、規則別記第33号様式又は第34号様式により、追加する仮使用の部分も含めた仮使用の部分全体を改めて申請することとし、当該通達の様式1及び様式2は廃止することとする。

なお、従来どおり、既に仮使用している部分の仮使用認定を行った同一の主体に対し、再度仮使用認定の申請を行う場合にあっては、変更がない図書については、再度提出することを要しないこととする。

（2）安全計画書の様式等について

規則第4条の16第1項の規定に基づき、特定行政庁の仮使用認定を受けようとする者が提出する安全計画書の様式は別紙3とし、同条第2項の規定に基づき、建築主事又は指定確認検査機関の仮使用認定を受けようとする者が提出する安全計画書の様式は別紙4とする。別紙4の「工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等の有無」において、「有」のチェックボックスにチェックが入っている場合には、指定確認検査機関又は建築主事は仮使用認定の申請を受理しないよう留意するとともに、別紙4を活用することにより、工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等がないことを確認した上で仮使用認定を申請するよう申請者に対して適切に指導されたい。

また、法第90条の3の規定に基づき、建築主は、あらかじめ、同条に規定する工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画（安全上の措置等に関する計画）を特定行政庁に届け出なければならないところ、当該届出書に添える、規則第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書の様式は別紙5とする。

この際、指定確認検査機関の仮使用認定を受けた場合、規則第11条の2第2項の規定に基づき、建築主から特定行政庁には、規則別記第69号様式のみが提出されることとなるが、特定行政庁は、必要に応じ法第12条第5項の規定に基づき、建築主等に対して工事の計画、施工の状況に関して必要な報告等を求めるとともに、法第90条の2の規定に基づき、当該工事中の建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、

防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずるなど適確な運用を図られたい。

(3) 指定確認検査機関等による仮使用認定の基準について

指定確認検査機関等による仮使用認定の基準として、「建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件」（平成27年国土交通省告示第247号）第1第3項第1号においては、工事完了前で、外構工事（敷地に係る工事）以外の工事が完了している場合の基準を規定しているところであるが、付属する門又は塀の工事が完了していない場合についても、同号に該当するものとして扱って差し支えない。

第3 木造建築関連基準の見直し（法第21条及び第27条関係）

法第27条の改正に伴う「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号）並びに法第21条の改正に伴う「壁等の構造方法を定める件」（平成27年国土交通省告示第250号）及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」（平成27年国土交通省告示第249号）の各規定の趣旨・運用等については、それぞれ別紙6及び別紙7を参考にされたい。

第4 用途地域について

(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものについて（法別表第2（い）項第6号関係）

改正前の「身体障害者福祉ホーム」について、「福祉ホーム」と表現の適正化を図ったところである。

(2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて（法別表第2（を）項第4号関係）

(1)と同様に、改正前の「身体障害者福祉ホーム」について、「福祉ホーム」と表現の適正化を図ったところである。

第5 容積率制限等の合理化（法第52条第3項関係）

(1) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

法第52条第3項に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）に該当するものは、居住のための施設としての継続的入所施設である社会福祉施設、有料老人ホーム及び更生保護施設であり、その具体例は以下のとおりである。

①老人福祉法にいう認知症対応型老人共同生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人

ホーム

- ②児童福祉法にいう児童自立生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童自立支援施設
- ③生活保護法にいう救護施設、更生施設及び宿所提供施設
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設、宿泊型自立訓練に係る施設、共同生活援助に係る共同生活を営むべき住居及び福祉ホーム
- ⑤売春防止法にいう婦人保護施設
- ⑥更生保護事業法にいう更生保護施設

なお、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅については、住宅に該当するものについては従前より法第52条第3項の地階に係る容積率の不算入措置の対象であるが、老人ホーム等に該当するものについても対象となることとなる。

（2）老人ホーム等の用途に供する部分について

老人ホーム等の用途に供する部分とは、老人ホーム等の居室のほか、物置、浴室、便所、食堂、調理室、事務室、宿直室、廊下、階段等の部分も含むものであるが、特に、老人ホーム等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分が複合している建築物の場合には、以下の考え方を参考にされたい。

- ①共用部分のうち、専ら老人ホーム等の利用のために供されている部分は、老人ホーム等の用途に供する部分として取り扱って差し支えないこと。
- ②共用部分のうち、専ら老人ホーム等以外の利用のために供されている部分は、老人ホーム等の用途に供する部分として取り扱わないこと。
- ③①及び②以外の共用部分については、その床面積の合計に、当該建築物における老人ホーム等の用途に供されている部分等（老人ホーム等の用途に供されている部分及び共用部分のうち、専ら老人ホーム等の利用のために供されている部分）の床面積の合計と老人ホーム等以外の用途に供されている部分等（老人ホーム等以外の用途に供されている部分及び共用部分のうち、専ら老人ホーム等以外の用途の利用のために供されている部分）の床面積との合計のうち、老人ホーム等の用途に供されている部分等の床面積の合計が占める割合を乗じて得た面積を老人ホーム等の用途に供する部分の床面積に含めて差し支えないこと。

（3）老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分について

老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分は、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものとしているところであるが、地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面としている。

また、地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、地盤面を別に定めることができることとしているので留意されたい。

(4) 他の容積率の特例制度等との関係について

容積率に関する既存の特例制度等と老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置との関係については、以下のとおりとなる。

- ①令第2条第1項第4号イからホまでに規定する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置は、老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置と併せて適用されること。
- ②法第52条第3項に基づく老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置の適用に当たって、老人ホーム等の用途に供する部分の床面積にはエレベーターの昇降路の部分の床面積は含まれないこと。
- ③法第57条の2に規定する特例容積率適用地区、法第59条に規定する高度利用地区、法第59条の2に規定する総合設計制度、法第60条に規定する特定街区、法第60条の2に規定する都市再生特別地区、法第68条の3から法第68条の5の5までに規定する地区計画等、法第68条の9に規定する都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限、法第86条及び法第86条の2に規定する一団地型総合設計制度等並びに法第86条の6に規定する一団地の住宅施設に関する都市計画において、容積率の最高限度が適用される場合、老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置を適用した上でそれぞれの規定に基づく制限が適用されること。
- ④老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置は、容積率の最高限度を適用する場合において延べ面積を算定する際に限るものであること。すなわち、法第59条に規定する高度利用地区、法第60条の2に規定する都市再生特別地区、法第68条の5から法第68条の5の4までに規定する地区計画等並びに法第68条の9に規定する都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限において、容積率の最低限度を適用する場合の延べ面積の算定に当たっては、老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置は適用せず、その延べ面積には、老人ホーム等の地階の部分も含めて算定すること。

(5) 違反建築物の出現防止について

規則を改正し、老人ホーム等の部分の床面積及び地階の住宅又は老人ホーム等の部分の床面積を建築確認申請書の記載事項として加えた。特定行政庁にあっては、本規定の適用を受け建築される建築物について、台帳の整備により本規定の適用実態を適切に把握するとともに、建築後の転用を防止するため、必要に応じ、報告を求め、又は立入検査等により実態の把握や違法状態の是正に努められたい。

第6 移転（法第3条及び第86条の7第4項関係）

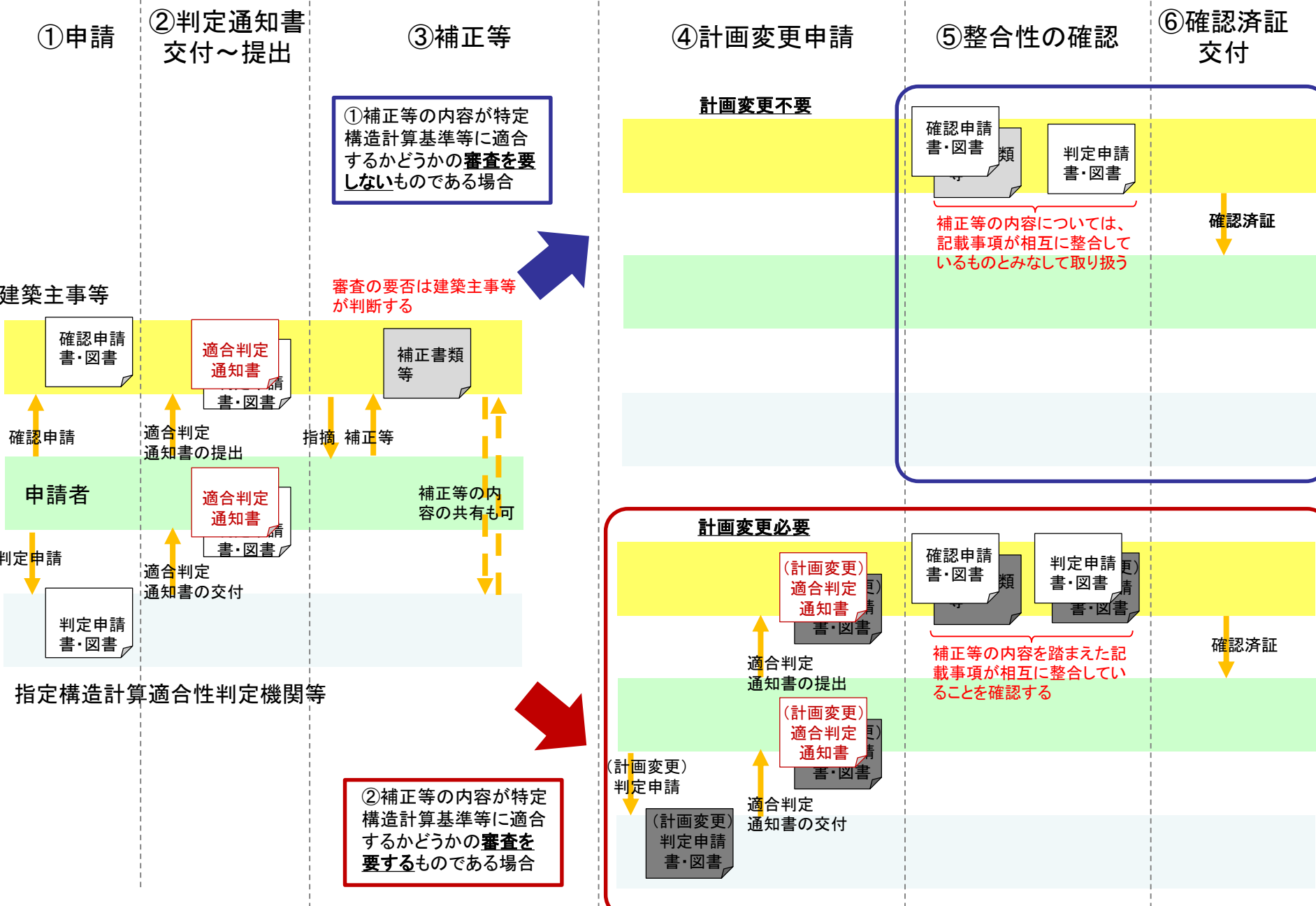
敷地外への移転の運用に当たり、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上の支障の有無を特定行政庁が判断する場合の考え方について以下のとおり整理したので参考にされたい。なお、個々の事例ごとに判断すべきものであることに留意されたい。

- ①構造、防火・避難、衛生などの単体規定（法第2章）は、建築物の物理的な構造に関する基準であり、当該建築物に対して改修等を実施しなければ現行の建築基準に適合させることはできない。しかしながら、曳家による移転は、建築物の上部構造には基本的に手を加えない行為であるため、現行の建築基準への適合を求めると、増改築以上に建築主に負担が生じることになると考えられる。したがって、曳家による移転において、既存建築物の物理的な構造に関する基準は、上部構造だけをみれば移転前よりも悪くならないこと、移転の周囲に与える影響が少ないことなどを考慮し、判断することが望ましい。

ただし、単体規定のうち、隣接敷地との関係で決まる基準（外壁等で延焼のおそれのある部分の防火措置等）については、敷地内で移転する位置に配慮する等周囲への影響を考慮することが望ましい。

- ②用途地域や容積率、建蔽率などの集団規定（法第3章）については、移転先となる敷地を適切に選択することによって適合させることが望ましい。

しかしながら、用途上既存不適格建築物である建築物が他の地域においては営業の継続が困難である場合等既存建築物（の全部又は一部）そのものの存続が困難となる場合には、特定行政庁が、当該建築物や周囲の状況、これまでの周囲の環境への影響、対象となる規定に係る許可等の実績などを総合的に勘案して判断することも考えられる。



指定構造計算適合性判定機関の指定等に係る都道府県知事からの意見聴取について

1. 指定等の申請

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は法第77条の35の6第1項の規定による業務区域の変更の認可を受けようとする指定構造計算適合性判定機関（以下「申請機関」という。）は申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）を整え、国土交通省に提出するものとする。
- (2) 国土交通省は申請書類の提出があったときは、その内容を確認し、必要な検討書類の追加、記載の修正等を求めた後、都道府県知事からの意見聴取を行うために必要となる部数を申請機関に対して求めることとする。

2. 都道府県知事からの意見聴取

- (1) 国土交通省は、地域における構造計算適合性判定の需要等を踏まえた申請機関の組織体制の妥当性、構造計算適合性判定の申請者の利便性からみた事務所の位置の妥当性、業務区域における地域の実情を踏まえた申請機関の資本関係や職員の構成の妥当性その他当該業務区域において申請機関が公正かつ適確に業務を行うために考慮すべき事項について地域の実情を把握している都道府県知事の意見を反映させる観点から、法第77条の35の2第3項の規定による意見聴取を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は国土交通省本省から申請書類の送付があった日から、原則として3週間以内に地方整備局を経由して国土交通省本省に意見を提出するものとする（別紙様式参照）。
- (3) 国土交通省は、都道府県知事からの意見の提出があった場合には、その内容を踏まえ、必要に応じ、申請機関に申請内容の見直しその他必要な措置を講ずるよう指示する。
- (4) 国土交通省は、(3)により申請内容の見直しその他必要な措置を行った申請書の提出があった場合で、都道府県知事に再度意見を聴く必要があると認めた場合は、(1)から(3)までに準じて再度意見聴取を行う。この場合にあっては、意見提出までの期間は原則として1週間以内とする。

3. 指定等の可否の判断

国土交通大臣は、申請機関が申請内容の見直しその他全ての必要な措置を終えたときでなければ指定等を行わない。

(別紙様式)

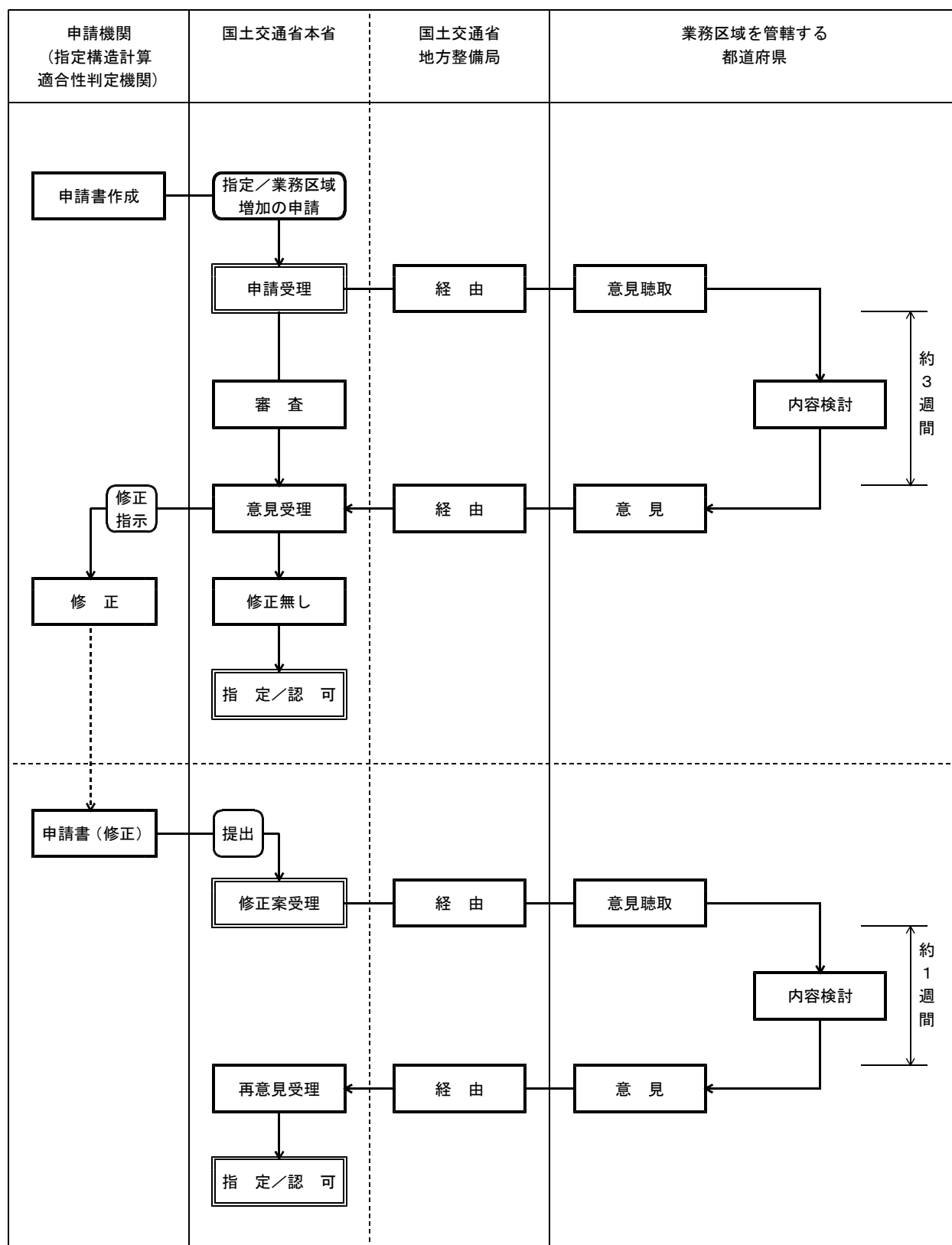
都道府県：	申請機関：
-------	-------

番号	該当箇所	意 見

※特に意見がない場合でも、都道府県知事における委任予定の有無につきましてはご回答ください。

(参考)

■建築基準法第77条の35の2第3項の規定による意見聴取手続きの流れ



別紙 3

安全計画書					Ⅲ．基本的な施工計画				
Ⅰ．工事計画概要					1．工事施工手順の概要（概念図）				
1．工事名称									
2．工事場所									
3．工事種別									
4．建物概要	イ．用途		ロ．構造						
	ハ．高さ	軒の高さ						最高の高さ	
	ニ．階数	地上			階	地下	階	塔屋	階
	ホ．建築面積		㎡	ヘ．延べ面積		㎡			
5．昇降機・建築設備又は工作物の概要					2．工事区画の位置及び構造		別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示		
Ⅱ．仮使用認定申請部分					3．工事工程		別添工事工程表に表示		
1．仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示				4．工事用資材等の搬出入及びその管理方法				
2．用途		3．申請面積	概ね	㎡					
(注意)									

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。) ロ. 非常用の進入口 ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）

	種 類	集積又は設置方法	管 理 の 方 法
1. 火気使用			
2. 危 険 物 等	イ. 危険物		
	ロ. 可燃性工事用資材		
3. 機 械 器 具			

㏮ 防火管理体制	1. 火災予防対策	イ．工事部分の対策及び組織		2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織	
		ロ．使用部分の対策及び組織			
	3．使用部分と工事部分の相互の連絡体制				
	4．教育・訓練の実施状況				

別紙 4

安全計画書					Ⅲ. 基本的な施工計画				
Ⅰ. 工事計画概要					1. 工事施工手順の概要（概念図）				
1. 工事名称									
2. 工事場所									
3. 工事種別									
4. 建物概要	イ. 用途		ロ. 構造						
	ハ. 高さ	軒の高さ						最高の高さ	
	ニ. 階数	地上			階	地下	階	塔屋	階
	ホ. 建築面積		㎡	ヘ. 延べ面積		㎡			
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要					2. 工事区画の位置及び構造		別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示		
Ⅱ. 仮使用認定申請部分					3. 工事工程		別添工事工程表に表示		
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示				4. 工事用資材の搬出入及びその管理方法				
2. 用途		3. 申請面積	概ね	㎡					
(注意)									

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等の有無

	種類	工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等の有無	
避難施設等	イ. 廊下その他の通路	有 ☐	無 ☐
	ロ. 直通階段等	有 ☐	無 ☐
	ハ. 地下道等	有 ☐	無 ☐
	ニ. スプリンクラー設備等	有 ☐	無 ☐
	ホ. 排煙設備	有 ☐	無 ☐
	ヘ. 非常用の照明装置	有 ☐	無 ☐
	ト. 非常用の昇降機	有 ☐	無 ☐
	チ. 防火区画	有 ☐	無 ☐

別紙 5

安全計画書（工事計画書）					Ⅲ. 基本的な施工計画	
Ⅰ. 工事計画概要					1. 工事施工手順の概要（概念図）	
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ. 用途		ロ. 構造			
	ハ. 高さ	軒の高さ 最高の高さ				
	ニ. 階数	地上 階 地下 階 塔屋 階				
	ホ. 建築面積	m ²	ヘ. 延べ面積	m ²		
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要					2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示
Ⅱ. 使用部分（括弧内は仮使用認定申請部分）					3. 工事工程	別添工事工程表に表示
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示				4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法	
2. 用途	()	3. 申請面積	概ね (m ²)			
(注意)						

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。) ロ. 非常用の進入口 ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）

	種 類	数 量	使用、設置場所	使用、持込み期間及び時間	集積又は設置方法	管理の方法
1. 火気使用						
2. 危 険 物 等	イ. 危険物					
	ロ. 可燃性工事用資材					
3. 機 械 器 具						

㊦ 防火管理体制	1. 火災予防対策	イ．工事部分の対策及び組織		2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織	
		ロ．使用部分の対策及び組織			
	3．使用部分と工事部分の相互の連絡体制				
	4．教育・訓練の実施状況				

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）について

1. 特殊建築物の主要構造部

(1) 特殊建築物の主要構造部

「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号。以下単に「告示」という。）では、主要構造部の構造方法を別表のとおり規定している。

主要構造部が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第110条第1号に掲げる基準に適合するもの（以下「特定準耐火構造」という。）は、加熱を開始してから特定避難時間が経過するまでの間、建築物の倒壊及び延焼を防止する構造であり、特定避難時間に応じた性能を有する。従来、準耐火構造で建築することとしていた用途・規模の特殊建築物については、一般的な避難時間が45分未満であることを確認した上で、特定準耐火構造として準耐火構造とすることを告示において定め、従来どおりの規制内容としている。木造3階建て共同住宅等の場合の1時間準耐火基準に適合する準耐火構造（以下「1時間準耐火構造」という。）についても同様である。一方、耐火構造又は耐火性能が確認されたもの（以下「耐火構造等」という。）は、建築物が火災終了後も倒壊及び延焼をしない構造として、特定避難時間にかかわらず建築物が倒壊及び延焼をすることなく避難できるものとして定めている。

なお、特定準耐火構造が特定避難時間に応じた性能を有することから、関係規定※の適用においても、特定準耐火構造の建築物は特定避難時間に応じて、その取扱いが異なることに留意されたい。

※令第112条（防火区画）、令第128条の4・令第129条（内装制限）

(2) 木造3階建て共同住宅等に係る規制の合理化

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）による改正前の建築基準法施行令（以下「旧令」という。）第115条の2の2第1項第2号（避難上有効なバルコニーの設置）、第4号（建築物周囲の通路）及び第5号（外壁開口部の防火設備）の規定は、木造3階建て共同住宅等の主要構造部を1時間準耐火構造とする場合の要件として定めていたものであるが、今般の改正により旧令第115条の2の2は廃止し、同条第1項第2号、第4号及び第5号に定めていた内容と同じ内容を、告示第1第1項第2号イからハマまでにおいて規定したところである。ただし、建築物の周囲の幅員3メートル以上の通路について、居室に設けられた開口部がない外壁に面する部分には要さないこととした。

また、旧令第115条の2の2第1項第3号の規定は、宿泊室毎に非常用の進入口に相当する外壁の開口部の設置を義務づけ、同条第2項の規定により、令第5章第5節（非常用の進入口）の規定を適用しないものとしていたが、今般の見直しにおいて合理化を図り、宿泊室毎に非常用の進入口に相当する開口部を設けることは求めず、他の建築物と同様に令第5章第5節を満たせばよいものとした。

なお、旧令第115条の2の2第1項第3号の規定の適用に関しては、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け建設省住指発第225号）の第1の4(3)において、避難上有効なバルコニーが各宿泊室等（1階を含む。）に設置されている場合において、木造3階建て共同住宅等であれば、消防車の接車ではなく、はしご等を用いた進入を想定していることから、道等に通ずる通路の幅員の測り方については、バルコニーの外側ではなく外壁面からの幅員として差し支えない旨を示していたところであるが、今後、告示第1第1項第2号の規定に基づいて木造3階建て共同住宅等を建築する場合、令第5章第5節の適用においては、同様の考え方で取り扱うものとして差し支えない。

2. 外壁の開口部に設ける防火設備

延焼するおそれのある部分である外壁の開口部には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。以下「裏面」という。）に火炎を出さない防火設備として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設ける必要がある。

なお、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第64条の規定に基づく、準遮炎性能を有する防火設備として国土交通大臣の認定を受けたものについては、通常の火災を想定した火熱による耐火試験によって性能が確認されており、法第27条第1項に規定する防火設備も同様の耐火試験による性能確認を行うため、法第64条の規定に基づく認定を受けている防火設備を、法第27条第1項に規定する防火設備として利用できるよう、告示を改正する予定である。

3. 外壁の開口部で他の外壁の開口部から火炎が到達するおそれがあるもの

外壁の開口部で他の外壁の開口部から火炎が到達するおそれがあるものについては、図1のとおり、火災室の開口部Aから噴き出す火炎が、開口部Bを通じて他の居室に延焼することを防ぐために、開口部Bに防火設備を設けることとしている。一方で、火災室における不燃化措置や開口部Aの面積等に応じたこれらの例外的な場合を告示第3の各号において具体的に定めている。

告示第3第6号では、開口部の高さが0.3メートル以下である場合、第7号では、開口面積が0.2平方メートル以内である場合を定めているが、これは小さな

開口部から噴き出す火炎が極めて限定的であることから火炎が到達するおそれがないものとして取り扱うものであり、図2のように同一の防火区画の外壁にこれらの開口部を近接して連続させたもの等は、実際には高さが0.3メートルを超える開口部や面積が0.2平方メートルを超える開口部と同様に火炎を噴き出すおそれがあるため、規制の趣旨に鑑み、適切に取り扱われたい。

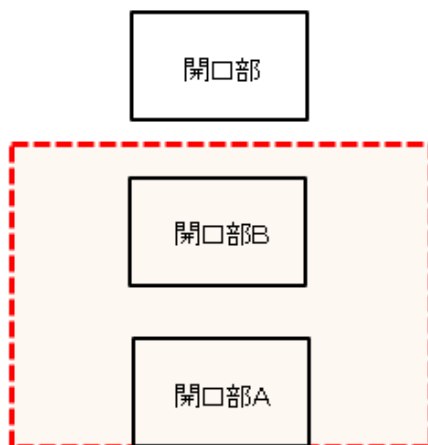


図1：開口部と規制対象となる範囲のイメージ

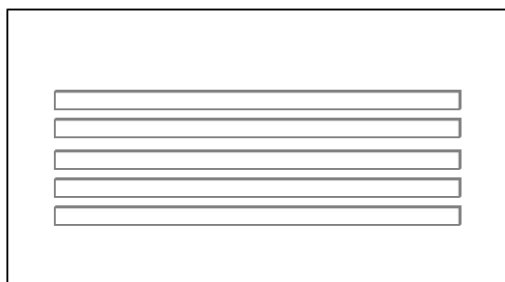


図2：開口部を近接して連続させたものの例

4. 特定避難時間倒壊等防止建築物と準耐火建築物の関係等

法第27条第1項の規定に基づく建築物は、令第110条第1号の基準に適合する「特定避難時間倒壊等防止建築物」（令第109条の2の2において定義）と令第110条第2号の基準に適合する「耐火構造建築物」（規則別記第2号様式において定義）の2種類が規定されているが、告示に基づく仕様で建築する場合は、いずれも準耐火建築物又は耐火建築物となる（別表）。

別表：特殊建築物の主要構造部と外壁の開口部に係る告示仕様の整理

							耐火建築物又は準耐火建築物の別
			主要構造部		外壁の開口部		
			特定準耐火構造	耐火構造等	延焼のおそれのある部分※1	開口周囲部分※2	
(二)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階を用途に供するもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上 ・【劇場、映画館、演芸場】主階が1階にないもの	－	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
(三)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	・3階以上の階を用途に供するもの	－	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	1時間準耐火構造				準耐火建築物又は耐火建築物
		・用途に供する部分（2階かつ病院・診療所については患者の収容施設に限る）の床面積の合計が300㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・4階以上の階を用途に供するもの、4階建て以上で3階を用途に供するもの	－	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		・3階建てで3階を用途に供するもの	1時間準耐火構造			【1時間準耐火構造】両面防火設備※3又は室の天井の不燃化等	準耐火建築物又は耐火建築物
		・用途に供する部分（2階以下）の床面積の合計が2000㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡以上	－	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		・用途に供する部分（2階に限る）の床面積の合計が500㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物

※1 法第2条第6号に規定

※2 3階以上の階を用途に供する場合において、主要構造部を告示仕様によらず国土交通大臣による認定を受けて建築する場合には、規制の対象となる。

※3 屋内への遮炎性能を有する防火設備を設置する必要があるが、告示では法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（屋内及び屋外への遮炎性能を有するもの。表中「両面防火設備」という。）の構造を規定している。屋内への遮炎性能を有するものとして国土交通大臣が認定した防火設備の設置も可能。

※4 準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造。

壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号）及び壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成27年国土交通省告示第249号）
について

1. 壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号）

(1) 適用範囲（壁等告示第1）

壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号。以下「壁等告示」という。）第1では、対象建築物として、3階建て以下の建築物で、火の粉による延焼のおそれがない建築物として屋根の仕上げを不燃材料でしたものとしている。ただし、収納可燃物の発熱量が極めて大きい倉庫等の場合を除く。

(2) 壁等の構造方法（壁等告示第2及び第3）

壁等告示第2では、壁等のタイプを、①「耐力壁である間仕切壁及び防火設備で区画する場合」又は「間仕切壁、柱、はり及び防火設備で区画する場合」（以下「壁タイプ」という。）と、②建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室である場合（以下「コアタイプ」という。）に分け、壁等の構造方法を例示している。

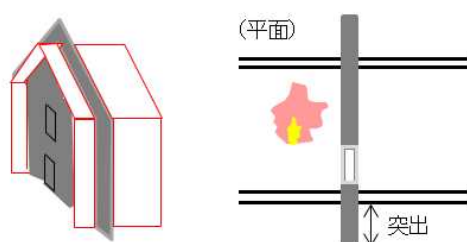


図1-1：壁タイプの壁等

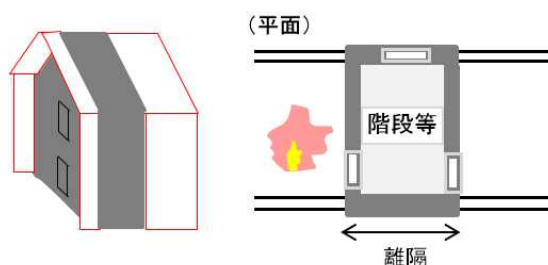


図1-2：コアタイプの壁等

①コアタイプの場合の接合部等

壁等告示第2第3号では、コアタイプの壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすることとしており、例えば図2-1のように、壁等を構成する木造の軸組が防火被覆を介さずに連結しており、火災により壁が燃焼した場合に床などの他の部材の軸組を通じて壁等が燃え進むような構造は認められない。

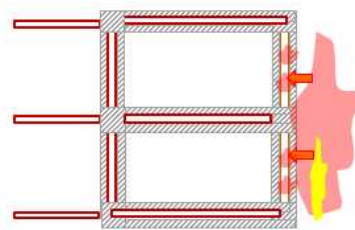
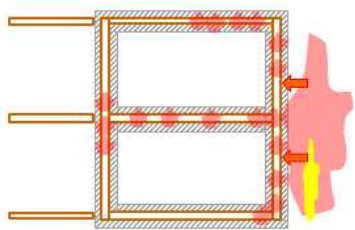


図2-1：壁等（防火上支障がある例） 図2-2：壁等（防火上支障がない例）

②コアタイプの場合の床面積の合計の考え方及びコア内部の構造

壁等告示第3では、コアタイプの場合に、

(イ)図3で床面積の合計（A+B）、（B+C）がそれぞれ3,000㎡を超えないこと

(ロ)コアの内部にある柱、階段等が燃え種とならないよう不燃化することを定めている。

なお、不燃化を要しない「延焼防止上支障のない建築設備」とは、小規模な非常用の照明装置等や設備系統の配管（壁等の区画を貫通する部分から1メートル以内の距離にある部分を除く。）等が考えられる。

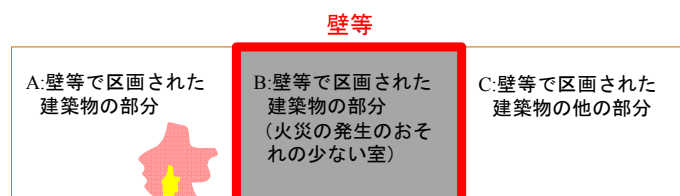


図3：コアタイプの場合

③間仕切壁の開口部に設ける防火設備

法第21条第2項の規定において想定しているのは大規模な木造建築物等であることから、大規模な火災につながる可能性がある。したがって、壁等である間仕切壁の開口部に設ける防火設備においては、壁等で区画された建築物の部分が複数層同時に燃焼する際の強い火災圧力を受けた場合でも延焼を防止する性能を満たすため、ラッチその他の開放防止機構を設けることとしている。ただし、ドアクローザーの閉鎖力が一定以上である場合には、地階の場合を除き、不要としている。

ドアクローザーの閉鎖力については、当該防火設備を通行・避難の用に供する場合には令第112条第14項第1号の規定に基づき避難上支障がないものとして50N以下とすることとし、建築物の利用者が支障なく開けることができるものとする必要があることに留意されたい。

④防火被覆の留付等

壁等の仕様について、防火被覆の留付や目地の処理が適切に行われていることが前提である。具体的には以下を参考にされたい。

・「準耐火建築物の防火設計指針」財団法人 日本建築センター編集・発行（平

成6年)

なお、防火被覆の目地の処理は、継目処理工法又は突き付け工法によるものとされたい。

(3) 壁等と壁等以外の建築物の部分の接する部分（壁等告示第4）

壁等告示第4では、エキスパンションジョイントその他の応力を伝えない構造方法について、「延焼防止上支障がないものに限る。」としている。具体的な措置としては、耐火帯を設けることなどが挙げられる。

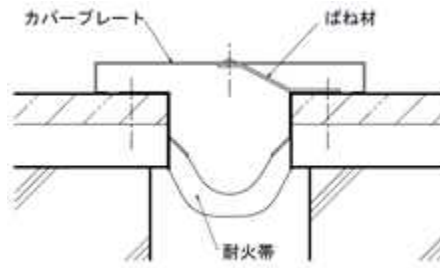


図4：耐火帯

(出典：建築用エキスパンションジョイントの手引（2014年版）、日本エキスパンションジョイント工業会)

(4) 壁等を外壁面等から突出させること等（壁等告示第5から第7まで）

壁等告示第5では、壁等で区画された部分から屋外に出た火炎による延焼を防止するため、壁等の両端及び上端を建築物の外壁面及び屋根面から一定以上突出させること（図5-1）や、壁等を含み一定範囲内の屋根及び外壁を耐火構造等とすること（図5-2）を定めている。図5-3に示すように壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合は、壁等で区画された建築物の他の部分の外壁が早期に加熱されることが想定されるため、外壁又は屋根の構造を90分の火熱に耐える構造とすることとしている。

壁等告示第6では、図5-4のように壁等で区画された建築物同士がなす角度は90度以上であることとし、135度以内の角度を有する場合には、外壁面が交差する部分（図5-4の黒丸）から幅10メートルの範囲に、壁等で区画された建築物の部分と壁等で区画された建築物の他の部分がある場合には、壁等を超えた延焼を防止するため、耐火構造又は防火構造とするべき範囲を定めている。

壁等告示第7では、図5-5に示すように建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分に設ける場合に、壁等を超えた延焼を防止するため、建築物の高い部分の低い部分に面する外壁又は低い部分の屋根を耐火構造とするべき範囲等を定めている。

(例) 壁タイプの場合

-  : 壁等
-  : 耐火構造（開口部に特定防火設備を設け、仕上げを不燃材料とする）
-  : 防火構造（開口部に防火設備を設け、仕上げを準不燃材料とする）

①壁等で区画された建築物同士がなす角度が $135^\circ < x \leq 180^\circ$ の場合

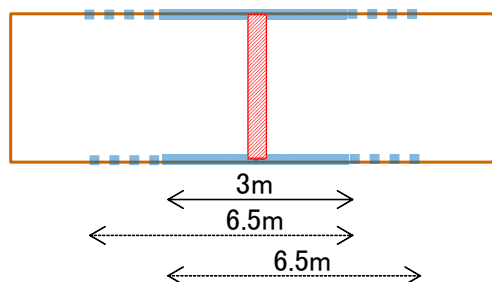
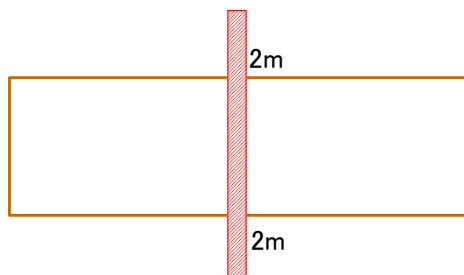
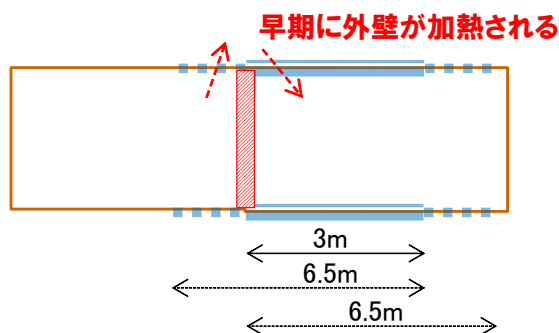


図5-1：壁等を突出させる場合

図5-2：壁等を含み一定範囲の防火措置を講じる場合



-  : 耐火構造（90分）（開口部に特定防火設備を設け、仕上げを不燃材料とする）

図5-3：壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合

②壁等で区画された建築物同士がなす角度が $90^\circ \leq x \leq 135^\circ$ の場合

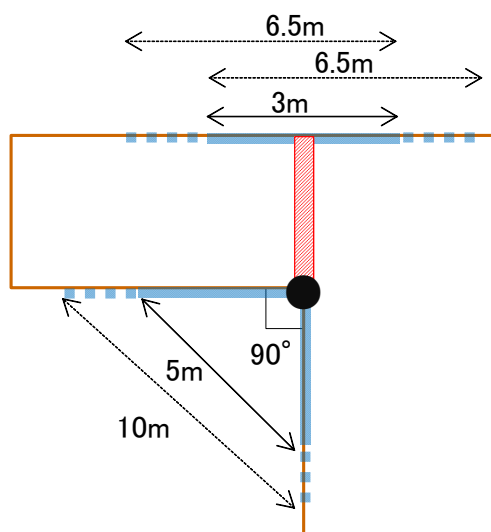


図5-4：壁等を含み一定範囲の防火措置を講じる場合

③壁等で区画された建築物同士の高さが異なる場合

(高い部分と低い部分の境界から5メートル以内の部分に壁等がある場合に限る。)

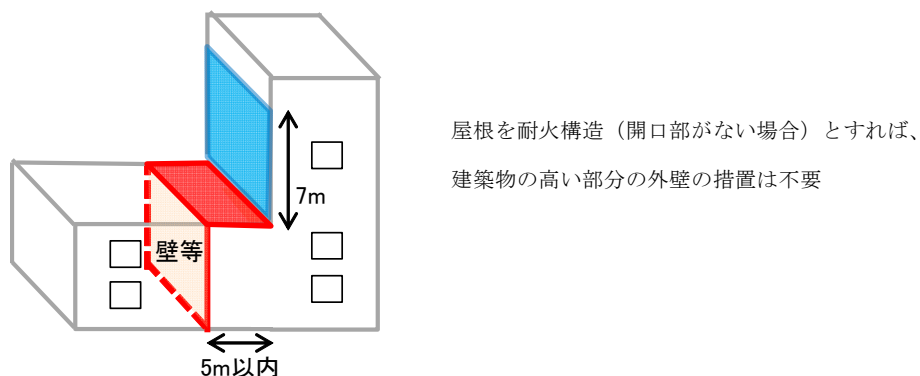


図5-5：建築物の高い部分の外壁を耐火構造とした場合

(5) 壁等の区画貫通部の措置（壁等告示第8）

壁等告示第8では、壁等が遮熱性能を満たすため、給水管、配電管等が壁等を貫通する場合には壁等との隙間をモルタル等の不燃材料で埋め、換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合には防火ダンパー等を設けることを定めている。

2. 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成27年国土交通省告示第249号）

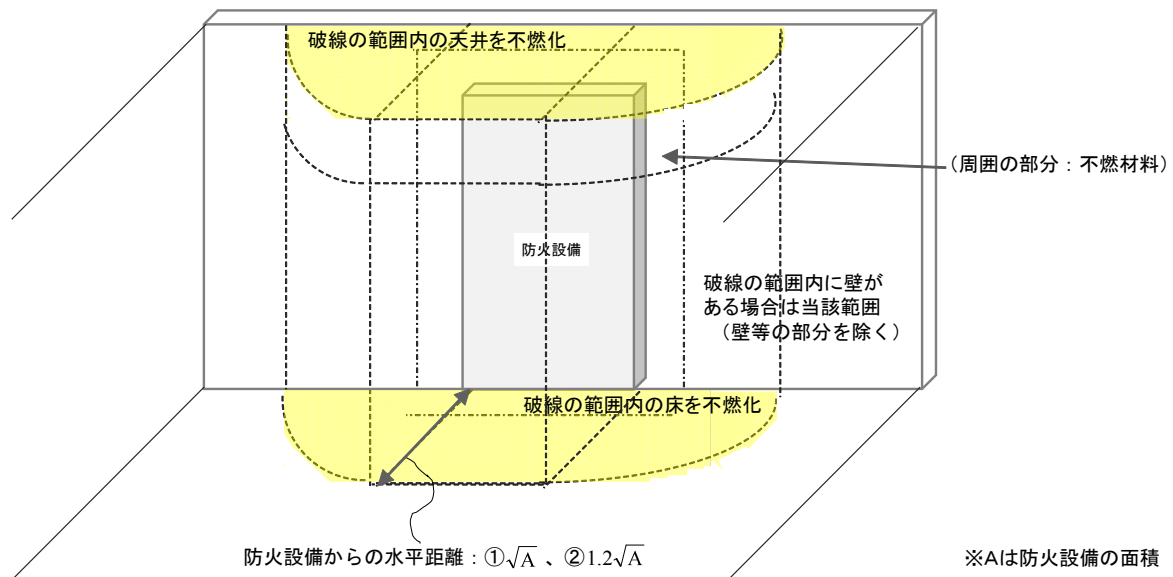
壁等のタイプを、壁タイプとコアタイプの場合に分け、壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定めている。

■非加熱面側の室の不燃化の措置（防火設備が遮熱性を有しない場合に必要な措置）

非加熱面側の室で不燃化の措置を講じる範囲については、防火設備が加熱された場合に、当該室の部分のうち、当該防火設備から放射される熱等によって燃焼するおそれのある範囲を考慮して定めている。

具体的には、防火設備の面からの水平距離が防火設備の面積に応じた一定範囲内である壁、床、天井等の室内に面する部分とする（図6）。ただし、天井と室の区画を構成する壁については、「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」（平成27年国土交通省告示第249号）表2により計算した距離以上防火設備から離れているものは、上記の水平距離の範囲内であっても不燃化することを要しないこととしていることに留意されたい（図7）。

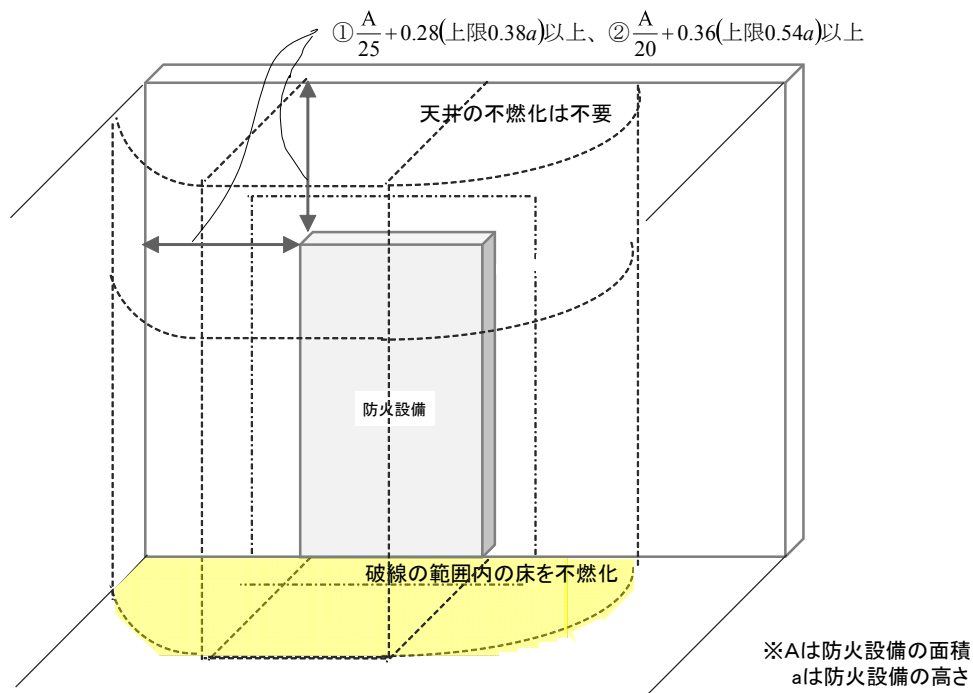
なお、壁等の部分については、同告示では不燃化することを求めているが、壁等告示第2第1号ロ(1)(i)(一)の規定により、防火設備の周囲の部分を不燃材料で造ることとしている点に留意されたい。



①火災継続予測時間が1時間以下の場合

②火災継続予測時間が90分以下の場合

図6：不燃化の範囲（破線の範囲内にある壁、床、天井の室内に面する部分）



①火災継続予測時間が1時間以下の場合

②火災継続予測時間が90分以下の場合

図7：不燃化することを要しない範囲